

貝塚市海洋プラスチックごみ対策基本方針

令和元年12月

目次

I	はじめに	1
II	国の方針等	2
	1. 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン	2
	2. G20大阪首脳宣言	4
III	大阪府の取組み	5
IV	本市の基本方針	6

I はじめに

プラスチックは、利便性と経済性をもたらしている有用な物質であり、私たちの日常生活においても広く使用されている。

一方で、プラスチックは化学的に非常に安定した構造であり、また微生物で分解もされないため数千年間はプラスチックとして環境中に留まる性質を持っている。

現在、世界全体では、年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が懸念されている。

このようなことから、国連の持続可能な開発目標（SDGs）※¹において、目標14「海の豊かさを守ろう」として、国連に加盟するすべての国が、あらゆる種類の海洋汚染を防止することに力を尽くすとうたわれたところである。

本市では、日本の白砂青松100選に選ばれている二色の浜をはじめ、近木川や津田川などの豊かな自然環境を守り、海洋汚染を防止していくため、令和元年6月6日に「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。

この「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」を行ったことに伴い、本市が、海洋プラスチックごみの対策に具体的に取り組むための柱となる基本的な方針を定める。

※¹ 国連の持続可能な開発目標（SDGs）・・・2015年9月に開催された国連サミットにおいて採択された2015年から2030年までの国際目標「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ」にかかげられた、17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標

II 国等の方針

1. 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

国は、海洋プラスチックごみを削減していくために「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を令和元年5月31日に策定した。

このアクションプランでは、具体的な対策として、対策分野を8つに分け、次のように率先して実施するとしている。

(1) 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底

- ・国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底
- ・最新技術を活用した国内回収処理体制の増強や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備
- ・農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進
- ・漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底
- ・港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ

(2) ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止

- ・法律・条例違反の監視・取締りの徹底
- ・毎年「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を中心とした、国・自治体等による集中的な監視パトロールの実施
- ・清涼飲料団体による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自動販売機横に専用リサイクルボックスを設置する取組みを支援
- ・河川巡視等による不法投棄の抑制
- ・漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底

(3) 陸域での散乱ごみの回収

- ・住民、事業者等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組み（アダプト・プログラム）の更なる展開
- ・道路のボランティア・サポート・プログラムの推進
- ・河川管理者や自治体、地域住民が連携した清掃活動やごみの回収
- ・新たに開始する「海ごみゼロウィーク」において、青色のアイテムを身につけた全国一斉清掃アクションを展開

(4) 海洋に流出したごみの回収

- ・海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業により、自治体による海岸漂着物の回収処理を推進
- ・漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援

- ・海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収

(5) 代替素材の開発・転換等のイノベーション

- ・「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」※²に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む
- ・代替素材への転換を支援する事業等により、漁具等も含めた製品について海洋生分解性プラスチック、紙等への代替を支援
- ・カキ養殖用パイプ等の高い耐久性・強度が必要とされない漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進
- ・プラスチック製造・利用関係企業のクリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）※³を通じたイノベーション加速
- ・革新的ソリューションに取り組む企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、発信

(6) 関係者の連携協働

- ・海洋ごみ発生防止に向け、あらゆる主体の取組みを促す「プラスチック・スマート」キャンペーンの展開
- ・「海ごみゼロアワード」による優良取組み事例の表彰、「海ごみゼロ国際シンポジウム」による情報発信
- ・経団連の「業種別プラスチック関連目標」、農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組み促進
- ・海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進

(7) 途上国等における対策促進のための国際貢献

- ・途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物発電等の質の高い環境インフラ導入などODAを含めた様々な支援を実施

※² 海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ・・・官民一体で連携し、海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及を促進していくために、海洋生分解性に係る新技術・素材の開発段階に応じて、技術課題はもとより経済面や制度面も含め、今後の主な課題と対策を取りまとめたロードマップ

※³ クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）・・・地球規模の新たな課題である海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチック製品の持続可能な使用や代替素材の開発・導入を推進し、イノベーションを加速化するため設立されたプラットフォームで、平成31年1月11日時点で159社・団体が参加している。

- ・「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」※⁴ に基づきASEAN諸国を支援
- ・東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援

(8) 実態把握・科学的知見の集積

- ・モニタリング手法の国際調和の推進
- ・国内における排出量・排出経路等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査
- ・マイクロプラスチック（5ミリメートル以下の微細なプラスチック）を含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査

2. G20大阪首脳宣言

令和元年6月28日・29日に開催されたG20大阪サミットで採択された「大阪首脳宣言」では、海洋ごみ対策について、次のように明記された。

我々は、海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処する措置は、全ての国によって、関係者との協力の下に、国内的及び国際的に取られる必要があることを再確認する。この点に関し、我々は、海洋へのプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの流出の抑制及び大幅な削減のために適切な国内的行動を速やかに取る決意である。さらに、これらのイニシアティブ及び各国の既存の行動の先を見越して、我々は、共通の世界のビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すものである。我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」※⁵を支持する。

※⁴ ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ・・・日中韓の連携の下、3Rや廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等について、ASEAN諸国（インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオスの10カ国）を支援するとともに、海洋プラスチックごみ問題に係る意識啓発や科学的知見の充実・共有等の域内協力を進めるもの。

※⁵ G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組・・・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、各国の対策について情報の共有と更新を行い、ベストプラクティスに基づく相互学習を通じて対策・施策を促す枠組で、G20 大阪サミット関係閣僚会合で合意された。

Ⅲ 大阪府の取組み

大阪府は、平成31年1月28日に、大阪市と共同で、2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、使い捨てプラスチック製品削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、令和元年10月に開催されたプラスチックごみ対策シンポジウムで示された具体的な取組みを次のように実施するとしている。

(1) おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議の開催

- ・プラスチックの資源循環（3R）の推進
- ・海洋プラスチックごみ対策の推進

(2) 府民啓発

- ・エコバスツアーを実施し、大阪湾の魅力スポットを巡りながら海洋プラスチックごみ問題等の環境学習を実施
- ・おおさか3Rキャンペーンを実施し、マイバッグやマイボトルの常時携帯等を啓発

(3) 企業等と連携した取組み

- ・企業等と連携し、「マイボトルユーザーにやさしい街おおさか」の実現に向け、普及啓発などの取組みを推進

(4) マイクロプラスチック実態調査

- ・大阪湾における海水1立法メートルあたりのマイクロプラスチックの個数を定期的に調査

(5) 海ごみの回収

- ・府民、市町村等と連携し、海岸、河川区域におけるプラスチックを含むごみなどの回収・清掃活動を実施

IV 本市の基本方針

本市は、令和元年6月6日に「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」を行ったことに伴い、次のとおり基本方針を定める。

1 3Rの推進によるプラスチックごみの削減と循環型社会の形成

廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理を徹底するとともに、市民やごみ排出事業者等に対し、プラスチック製品の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、プラスチックごみの削減と持続可能な循環型社会の形成を目指す。

2 プラスチックごみの海洋への流出抑制

大阪湾では、プラスチックごみが漂流ごみ全体の約8割を占めていることから、本市域内の河川や海岸等から海洋への流出を抑制するため、河川敷や海水浴場等のプラスチックごみの清掃活動を実施するとともに、プラスチックごみの適正な回収を促進する。

3 海洋プラスチックごみ問題の啓発とライフスタイルの変換

海洋プラスチックごみ対策を推進していくうえで、ポイ捨て等により海洋に流出したプラスチックごみが環境に与える影響等を知ってもらうことが重要であるため、市民や民間団体、事業者等に広く啓発していく。

また、日々の生活における使い捨てプラスチック製品の使用を削減するために、市民等がマイバッグを持参するなど、ライフスタイルの変換を促進する。

4 市民、民間団体等との適切な役割分担と連携の確保

海洋プラスチックごみ対策がより大きな成果を得るために、本市全体で問題意識を共有するとともに、市民や民間団体、事業者等の多様な主体との適切な役割分担の下で、それぞれの立場から積極的な取組みを進めるとともに、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力できるような環境づくりを推進する。